

平成29年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成29年1月27日 午後1時30分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第1回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>これより、平成29年第1回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、6番飯田議員、7番大畑議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。</p> <p>本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されており、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>
々	<p>お諮りします。</p> <p>本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、そのように「決定」しました。</p>

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

平成29年第1回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

正月から穏やかな天気が続いておりましたが、大寒に入りまして大雪となり町民生活に支障が出ないよう除雪等を行っているところでございます。今月は消防団の出初め式や各地区の「とんど焼き」、子ども達の新年会など様々な正月行事が行われました。このような地域を挙げての伝統行事を継続する事が困難になってきておりますが、こうした子ども達とこうした思い出を持つことが大切な事でございまして、Uターンなどにも繋がってくるものと考えております。子どもからお年寄りまでが一緒に参加出来るような、こうした行事を大切にしていきたいと考えております。昨年はイギリスの国民投票やアメリカの大統領選挙などマスコミの事前予測と異なる民意が示され、メディア報道が必ずしも正確とは言えない事を痛感し、そして今、トランプ大統領の経済政策等につきまして、固唾を呑んで見守る、こうした年始めとなりました。本町では平成29年も人口対策を最優先に取り組んで参りますが、平成30年4月から操業が始まります、株式会社三協や三江線に代わる新たな公共交通体制の構築に向けて、大切な年であります。地方創生の流れが実感出来る年になるよう決意を新たにし、予算編成等、様々な動きを行っているところでございまして、議員の皆様にご相談を申し上げながら進めて参りたいと考えております。

本日、ご提案申し上げます案件は、条例案件等、議案4件でございます。よろしくご審議いただきまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々

お諮りします。

この際、日程第4「議案第1号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について」から、日程第7「議案第4号、工事請負変更契約の締結について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、そのように「決定」しました。

議 長 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略します。

々 それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。
はじめに、日程第4「議案第1号」について説明を求めます。
番外宇山町民生活課長。

番外宇山町 それでは「議案第1号」について、説明致します。
民生活課長 この議案は、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。
それでは、「議案第1号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、説明を致します。
スタンプで押してありますページ番号3ページの説明資料をご覧ください。
改正の理由と致しましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。
また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され、原則として公布の日から起算して1年を越えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。
これに伴い、川本町税条例の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うものでございます。
改正の概要について説明致します。この度の改正は、大きく分けて2つです。
1つ目は、消費税率の引上げが平成31年10月に変更されたことに伴い、10%への引上げを前提とした改正事項の実施時期を延期、延長するものです。まず、住宅ローン減税の延長ですが、現在、住宅ローン減税の適用は平成31年6月30日までに住宅を取得した人が対象でしたが、それを平成33年12月31日までの2年半延長するものです。
次に、車体課税の見直しについてですが、自動車取得税の廃止時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に延期。合わせて軽自動車税のグリーン化特例を1年延長するものです。
次に、地方法人課税の偏在是正についてですが、財政力格差の縮小を図るため、町民税法人税割の税率改正の実施時期を平成31年10月1日に延期。合わせて国税の地方法人税の税率改正も平成31年10月1日に延期するものです。

番外宇山町
民生活課長 2つ目は、法律改正により「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第5「議案第2号」について説明を求めます。

番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長 それでは「議案第2号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成28年度川本町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,400千円追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億6千3百681千円とするものでございます。たいへん失礼致しました、40億6千3百681千円とするものでございます。たいへん失礼致しました。

それでは予算説明資料で説明を致しますので、ピンク色の予算説明資料というのがございますけど、それを捲っていただいて13ページでございます。まず最初に、歳出からご説明をさせていただきます。1款、議会費から10款、教育費までの職員の給与手当について、人事院勧告に伴う給料表等の改正により給与、勤勉手当などが増額するものであります。また時間外勤務手当の予算不足が生じておりますので、合わせて増額補正をするものであります。合計で5,445千円増額であります。

次に、2款、総務費、学習交流施設改修工事費44,500千円は、先般の全員協議会でご説明を致しました、旧川本西小学校学習交流センターの居室の増設及び合併浄化槽の整備など改修工事費であります。同じく設計管理委託500千円は、改修工事に伴う設計及び工事管理の委託費であります。

次に、7款、商工費と8款、土木費でございますが、企業誘致に伴う町道三原古市線道路開設事業を先行実施したことから、国の補正予算により増額しました8款、町道中倉日向線道路改良事業費20,000千円を減額し、7款、町道三原古市線道路開設に係る用地補償費として20,000千円を増額する予算の組み替えを行うものでございます。

次に、歳入をご覧下さい。13款、国庫支出金、地方創生拠点整備交付金22,500千円は、学習交流センターの改修工事に伴う国からの交付金で補助率は2分の1であります。交付金の申請を行っておりますが、現段階では未だ交付決定は出ておりません。なお、この交付決定されない場合を考え過疎債も対応出来るよう併せて設定準備をしているところでございます。また、この学習交流センターの改修工事の補助残に充てるため、20款、町債にありますように、学習交流施設整備事業債、これは補正予算債であります

番外森川総務財政課長

が、22,500千円を増額するものであります。なお、補正予算債の交付税の算入率は50%であります。国庫支出金に戻っていただきまして、社会資本整備総合交付金につきまして、先ほど歳出でご説明しましたように、町道中倉日向線分の14,000千円を町道三原古市線の開設事業に組み替えをするものであります。補助率は事業費の7割であります。これに合わせまして20款、町債、町道中倉日向線道路改良事業債6,000千円を町道三原古市線道路開設事業債に組み替えをするものであります。それぞれ補正予算債であります。17款、繰入金、財政調整基金繰入金5,400千円は、財源不足により取り崩しを行うものであります。

次のページをお開き下さい。14ページでございます。「第3表 地方債補正」でございますが、先ほどご説明しましたように、道路整備事業におきまして、補正予算債、町道中倉日向線の6,000千円減額し、同じく補正予算債町道三原古市線を6,000千円増額するものであります。学習交流施設整備事業は旧川本西小学校の学習交流センター改修工事に伴い、補正予算債22,500千円を増額するものであります。今回の補正額合計は、22,500千円の増額で、今年度の地方債の発行額は408,117千円となる見込みであります。なお、臨時財政対策債を除いた地方債発行額は324,100千円。今年度の地方債の償還元金は396,900千円であります。

次に、基金であります。財政調整基金5,400千円の取り崩しを行い、この結果、今年度末の基金残高見込額は1,723,988千円となります。

次に、債務負担行為の補正について、ご説明申し上げます。資料の3ページにお戻り下さいませ。資料の3ページにあります第2表、債務負担行為の補正であります。川本町サウンド・アミュージアム指定管理委託、これは音戯館の指定管理委託であります。127,580千円を限度額として、川本町学校給食センター業務委託につきましては1億4百6百20万円を限度額として、それぞれの限度額を平成29年度から平成33年度までの5年間設定するものであります。また、スクールバス運行業務委託についてでございますが、平成28年度まで3年間の業務委託が満了致しますが、現在、JR三江線の廃止に伴う代替交通について検討がされており、その動向を踏まえて業務を委託する事が、より実態にあった業務委託になると考えますので、1年間、現在の委託業者と契約延長をするものであります。その為、期間を平成26年度から平成29年度までとし、62,355千円を限度額として債務負担行為の設定を変更するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

失礼致します。たいへんすみません。私、ただいまの債務負担行為の金額

番外森川総務財政課長 | の学校給食センター業務委託につきまして、間違えて発言を致しまして、正解は1億4百62万円でございます。訂正してお詫びをさせていただきます。失礼致しました。

議 長 | 次に、日程第6「議案第3号」について説明を求めます。
番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長 | それでは、「議案第3号、川本町サウンド・アミュージামの指定管理者の指定について」、ご説明申し上げます。この議案は、川本町サウンド・アミュージামの指定管理者の指定に関しまして、地方自治法第244条の2第3項及び川本町サウンド・アミュージামの設置及び管理に関する条例第13条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。この施設は今年度末をもちまして5年間の指定管理期間が終了致しますが、引き続き指定管理者を指定し、施設の管理を行っていただく考えでございますので、議会の議決を求めるものでございます。概要につきまして、ご説明致します。議案の中ほど、2と致しまして、指定管理者となる団体の名称は、株式会社オーサンでございます。3の指定管理期間としまして、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。選定にあたりましては次のページをご覧ください。まず、選定にあたりまして約1ヶ月間の公募期間を経まして、1団体から申請がございました。12月16日に選定委員会を開催し、審査基準に基づき総合的に評価をし、付帯意見を添えて選考をいただいております。なお、選定委員会の委員長は、川本町社会教育委員会委員長、^{なか がわ かつ とし}中川克敏氏に勤めていただきました。

次のページに選定理由を挙げております。選定理由と致しまして、地元施設に対する地元貢献などの考え方というものを評価を致しました。また、レストラン運営業社との連携によりまして、現在より高いサービスの提供が期待出来る事や、雇用や地元発注など活性化に寄与出来ると考えられる事などです。なお、付帯意見と致しまして、人材確保の面や職員研修などの人材育成に関する事、或いはレストラン運営業社との連携を十分にとること等の付帯意見をいただいております。また、町に対しましても施設運営に対しまして、積極的に指定管理者と連携を図る事などが求められております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 | 次に、日程第7「議案第4号」について説明を求めます。
番外高良産業振興課長。

番外高良産
業振興課長

「議案第4号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。
本議案は、平成28年10月20日に契約を致しました町単独事業、三原地区工場用地整備事業につきまして、5千万円以上の工事請負となるため、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、現在の金額が43,740,000円。変更契約増額が8,532,000円。変更契約後の金額が52,272,000円でございます。契約の相手方は、株式会社江ノ川開発。工期は平成28年10月21日着工。平成29年3月31日完成となっております。また、変更請負の仮契約は平成29年1月17日に行っております。

この予算につきましては、12月議会で工事費、約1千万円の増額を承認していただいております。なお、当初、10月20日の契約にあたりましては、6社による指名競争入札を行っております。

続きまして、契約額が増額になった要因につきまして12月補正の際の内容と重複致しますが、2枚目の資料A3の平面図でご説明をさせていただきます。はじめに減額となる箇所をご説明させていただきます。図面左側2期工事と書いておりますところが旧ライスセンターで、その北側の赤色の斜線部分でございますが、企業側より立木りゅうぼくの伐採や地山じやまの切り下げの要望などがありました。そのため、断面の施工について今年度は暫定仕上げとし、29年度2期工事に対応するため切り土が減となっております。あわせて斜面切り土の緑化も2期工事とするため、面積が減となっております。約76万円の減額です。

次に、増額となる箇所でございますが、1期工事の用地、右側赤色の太い縦線の部分でございますが、道路側溝の構造を変更しております。当初は側溝蓋が無いU字型の物を据える予定でしたが、企業側の工場立地設計に伴い10tトラックの通行旋回が必要となるため、25t加重対応の側溝に変更しております。約270万円の増額です。

この他、産業廃棄物処理量の増加によるもので、アスファルトやコンクリート、根株、既存の側溝の廃棄など、処理が見込みより増えまして約380万円の増額です。また残土、約6,300m³の処理場の変更により運搬距離が当初予定の3kmから6kmへ変更となり約280万円の増額となっております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

議 長 これより、「議案第 1 号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

 質疑はありませんか。4 番石川議員。

4 番 スタンプの 3 ページですが、その他というところがありますけれども、その長ったらしい非営利活動法人ですか、名前が変わったというふうにありますけれども、これは内容も変わったんですか、それともただ単に名前が変わったという事なんですか。

議 長 番外宇山町民生活課長。

番外宇山町 単純に名称の変更だけでございます。

民生活課長

議 長 他ありませんか。

 (「ありません」の声あり)

 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

 (「ありません」の声あり)

 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

 この採決は、挙手により行います。

々 「議案第 1 号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

 挙手「全員」であります。

々 よって「議案第 1 号」は原案のとおり「決定」しました。

々 次に、「議案第 2 号、平成 2 8 年度川本町一般会計補正予算（第 5 号）」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。

 (「ありません」の声あり)

 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
 この採決は、挙手により行います。

々 「議案第2号、平成28年度川本町一般会計補正予算(第5号)」に賛成
 の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第2号」は原案のとおり「決定」しました。

々 次に、「議案第3号、川本町サウンド・アミュージアムの指定管理者の指
 定について」の質疑を行います。
 質疑はありませんか。はい、4番石川議員。

4番
石川議員 指定管理者が代わられるという事でございますけれども、前、今の指定管
 理者ですね、この指定管理者が降りられる理由というのは何か聞いておられる
 のですか。

議 長 番外湯浅教育課長。

番外湯浅教
育課長 具体的な理由については聞いておりませんが、経営上の都合ですとか、あ
 ろうかと思いますが、たいへんすみません具体的な理由というのは何ってお
 りません。

議 長 はい、石川議員。

4番
石川議員 それではダメだと思うんですよ。たいへん川本町にとっても有効な施設で
 すので、どういう原因で運営をしないのか、運営から手を引かれるのか、こ
 こは又きっちり聞いてですね、今後の参考になると思いますので、ひとつ
 よく話し合いをしておいて下さい。

議 長 はい、2番木村議員。

2番
木村議員

重複は避けます。既存の速やかな移行をする為に、今、請けられている業社さんですね、厨房の方の関係、この関係について、私が先日ある所に行って話しした時に「何も話しを聞いていない」という話しがあって、当然、委託先には話しをしていて、その委託を受けられた所には当町としては関係ないかも知れませんが、そういう速やかな移行が出来るような事のアドバイスも要望としてお願いしたいと。それから2点目ですが、この「ラウ」というのは、どうなんですかね。私も事前に調べていなかったもので、その同様な類似のレストランとか、そういう事があれば紹介してほしい。それから3番目、運営の関係で時々、朝食が無いとかですね、いろいろとお休みになられるとか、そういう運用面についての今後の展開について分かれば教えて下さい。以上。

議 長

番外湯浅教育課長。

番外湯浅教
育課長

現在の業社との話し合いの関係なんですけど、これは来週に次期指定管理者と現指定管理者で職員、或いは施設的なこと、備品的なことを含めて全般的にお話し合いをするようにしております。

それからレストラン経営者の「ラウ」でございますが、こちらにつきましては県内のレストラン或いは指定管理者を受けて運営をされているところ。自社のレストランも2社運営をされております。指定管理者などにつきましては、業績を上げておられるという実績もございますので、その手腕に期待をさせていただきたいというふうに思っております。それから朝食などの関係でございます。これも次期、指定管理者にそういった町民の皆さんからのお声は伝えておりますので、その事を十分に分かった上での運営というのを計画されるのではないかとこのように思っております。

議 長

はい、木村議員。ちょっとマイクを近づけて下さい。

2番
木村議員

はい、すみません。速やかな移行の関係について、先日、何も話しを聞いていないとか、自分は一生懸命頑張ってきたんだと、にも関わらず、どうなんだろうかねと。音沙汰も無しに契約破棄というような噂がある。それで今いろんなところの注文が入るんだけど、それを受けられないというお話も承って、そうですねと。たくさん注文が入るんだけどというような形で、その受けられた方から口コミで、「川本は、ちょっと。」というような変な事が流れないように速やかに移行、それから今の委託者の方に対しての待遇等の関係についても、出来るものならお願いしたいと思っております。

2番
木村議員

それから「ラウ」さんの関係で、良いと言われるんですが、それも好みがありますし、レベルもありますし、因みに何処か有名なお店とかあって、分かるような事があれば教えていただきたい。どんなものか未知数のものをですね、いうことについて如何なものかと。オーサンさんも当然ながら業種が違いますので、全部ラウさんに丸投げじゃないかと思imasuので、そこらも分かればお願いします。

議 長

番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長

レストランの関係につきましては、早急に打ち合わせをするという事になっておりますので、十分にお話をさせていただきたいと思っております。それから「ラウ」の運営のレストランの関係でございますが、2店舗あると申し上げました。松江と大社でございます。指定管理を受けたところが奥出雲町の「^{たまみねさんそう}玉峰山荘」、それから飯南町の「ホテルもりのす」の指定管理者を受けておられます。それから市町村共済組合の関係で「ホテル白鳥」が改装された時に支配人として、その社長が携わられたというような実績がございます。

議 長

他ありませんか。7番大畑議員。

7番
大畑議員

私も「ラウ」っていうのは1回行ったことがあるんですけども、それは内容については聞く事は差し控えますけれども、これは4月から今の音戯館でやられるというふうに理解してよろしいのか、どうなのかという事と、それから川本町に対して選定委員から付帯意見が出てますね、これは新たに付帯意見を受けて町としてどういう検討をされるのか、という事についてお伺いしたいと思います。

議 長

番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長

まず4月からの運営の見込みでございますが、ホテルにつきましては予約を今の業社と調整致しまして4月のなるべく早い段階から運営が出来るようにホテル予約についても、今の業社が受けていただけるようなお話し合いをしているところでございます。レストランの方につきましては、改装等の予定があるようですので、4月直ぐという訳にはいかないと思imasuが、場合によっては^{ひとつき}一月ぐらいレストランが空くのかなという感じを思っております。それから付帯意見についてでございます。まず人材確保やら職員研修と

番外湯浅教育課長 いう付帯意見がございました。「ラウ」と「オーサン」の関係。
 （「違う違う、川本町に対する付帯意見」議長の声あり）
 たいへん失礼致しました。川本町に対する付帯意見という事で、施設運営を任せるのではなく、積極的に指定管理者と連携を執るという事がございます。これは実際、現状と致しましては指定管理者と細かいところまで運営についての打ち合わせ或いは改善についての打ち合わせがしっかり行われているのかというところが十分ではないかというふうに思っています。指定管理者が入れ替わる際にこれから町の意向もしっかり伝えながらやっていくのが良いのではないかという意味合いの意見でございます。レストランのシェフにつきましても、このように頻繁に代わる交代する事が無いような事もございますが、意見交換をしっかりしながら大切な事を詰めていきたいなというふうに思っております。

議 長 はい、7番大畑議員。

7番大畑議員 しっかり意見交換をやられるというふうに理解して宜しいんですか。
 （「はい」の声あり）はい。

議 長 他ありませんか。3番高良議員。

3番高良議員 この今、付帯意見に対する答弁を聞いていた訳ですが、まず、そのサウンド・アミュージアムが川本町にとってどれだけの重さを持っている施設か。その施設をこの川本町はどうしたいのか。何に役立てたいのか、その辺のビジョンをちゃんと持って、それに基づいてどうしていくという考えで、その場当たりにレストランが休んだら困るとか、何がどうだという事ではなしに、この施設はこういう施設だからこうするんだというビジョンを持って、この指定管理者との協議に臨んでいただきたいと思えます。

議 長 番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長 ただ単に経営上の意見交換をするだけじゃなくて、ご意見いただきましたように町民にとって町外からの宿泊客、利用者にとって魅力ある施設になるような改善の提案なり意見交換を随時、定期的に進めていくような形を取りたいなと思っております。

議 長 他にありませんか。よろしいですか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)。
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第3号、川本町サウンド・アミュージウム指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第3号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、「議案第4号、工事請負変更契約の締結について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。よろしいですか。
(「ありません」の声あり)。
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第4号、工事請負変更契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第4号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 | 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

々 | これをもって、平成29年第1回川本町議会臨時会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午後 2時10分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員